

# 八幡浜市空き家バンクリフォーム等補助金

※予算がなくなったらその年度の申請はお断りします。

## ○補助の種類

- ① 空き家バンクに登録した物件のリフォーム工事費用の一部



## ○補助対象者

- ① 空き家バンクの『利用希望登録者』、又は『物件登録者』のうち、売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年以内の者。  
※ただし、3親等内の親族間の売買契約又は賃貸借契約を除く
- ② 市税等の滞納がない者（同一世帯の者を含む）

## ○補助の条件

- ① リフォーム工事に要する経費が20万円以上（消費税額を除く）であること
- ② 市内に本店、支店等の事業所を有する建築業者等が施工するもので申請のあった年度内に工事が完了するもの
- ③ 着工前に申請すること（着工後の申請は認めない）
- ④ 1住宅につき1回限り、1申請者につき1回限り

## ○補助金の額

- ① 補助率：リフォーム工事費用（消費税額を除く）の1/10
- ② 限度額：30万円

## ○問い合わせ先

八幡浜市 産業建設部 建設課  
都市デザイン室 空き家対策係  
電話：0894-21-3139  
Mail：kensetu@city.yawatahama.ehime.jp

